

平成 30 年度

第 2 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 30 年 7 月 30 日(月) 午後 1 時 27 分から午後 2 時 56 分まで

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

太子町総務部企画政策課

平成 30 年度第 2 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 30 年 7 月 30 日(月)

場 所 太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

開 会 午後 1 時 27 分

閉 会 午後 2 時 56 分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
太子町自治基本条例の制定について

3. 委員の出席者

出席委員：井口 宏幸、溝端 剛、岡 英子、熊谷 直行

三浦 淳子（教育委員会）、北川 重美（自治会）、地丸 勇（商工会）

瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員会）、桑野 敏行（公募）

4. 町出席者

町長 服部 千秋

事務局及び説明員

総務部長 栄藤 雅雄

企画政策課長 森田 好紀

副課長 池田 誠

主事 太田 祐一郎

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 町長あいさつ

服部町長 皆さん、こんにちは。
お暑い中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。
日頃は、町行政の運営に色々のご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。
さて、7月上旬に西日本を襲いました豪雨によりまして、200名を超える方々が死亡若しくは行方不明になられたということで、ご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。
昨日の台風では、一部で木が倒れるなどの状況はございましたが、幸いにも大きな被害は確認されませんでした。
この辺りで言いますと、山崎断層地震や南海トラフ地震などの災害が懸念されます。改めまして、風水害や地震などの対策に万全を期してまいります。
また、熱中症につきましても、しっかりと予防対策を講じてまいります。
委員の皆様方におかれても、どうかお体にはご自愛いただきますようお願いいたします。
さて、本日の審議会では、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定と、「太子町自治基本条例の制定」につきまして、ご審議いただくこととしております。詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

3. 会長あいさつ

森田課長 続きまして、井口会長からご挨拶をいただきます。

井口会長 会長を務めさせていただいています、井口 宏幸でございます。
よろしく願いいたします。
本日の会議の議長を務めさせていただきます。
本日の会議内容をご案内のとおり、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、「太子町自治基本条例案について」の2点について諮問を受けます。
諮問第1号、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」は、諮問を受けた後、審議を行い、それに基づき答申を行います。
また、諮問第2号、「太子町自治基本条例案について」は、諮問第1号の答申の後、審議を行います。
なお、ただ今の出席委員数は9名です。
定足数に達していますこと申し添えます。

4. 会長に事故あるとき、又は欠けたときの代行者について

- 森田課長 ここで、一点皆様と確認させていただきたい事項がございます。
太子町まちづくり審議会条例第5条第3項の規定により、当審議会の会長に事故あるとき、また欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。
会長からどなたかご指名いただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 井口会長 熊谷委員にお願いいたします。
- 森田課長 熊谷委員、いかがでしょうか。
- 熊谷委員 お受けいたします。
- 森田課長 ありがとうございます。
では、熊谷委員、よろしく申し上げます。
ここからの進行は井口会長にお任せしたいと思います。
井口会長、よろしくお願いいたします。

5. 議事録署名委員の指名

- 井口会長 最初に会議録署名委員の指名をいたします。
まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名いたします。
議事録署名委員には、岡 英子委員と三浦 淳子委員の両氏を指名いたします。
お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。
それでは、諮問事項について、事務局よりお願いいたします。

6. 諮問

- 森田課長 諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」及び諮問第2号「太子町自治基本条例の制定について」諮問させていただきます。
町長が諮問書を読み上げますので、会長はご起立ください。
町長よろしくお願いいたします。
- 服部町長 平成30年7月30日、太子町まちづくり審議会会長井口宏幸様、太子町長服部千秋。
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(諮問)。
太子町表彰条例第2条及び同条例施行規則第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

記 被表彰候補者名、社会功労賞 丸尾 悦子様、社会功労賞 村田 光男様、産業功労賞 桑原 秀行様、産業功労賞 柳生 重美様、教育功労賞 二ノ丸 眞也様。

よろしく願いいたします。

続いて、平成30年7月30日、太子町まちづくり審議会会長井口宏幸様、太子町長服部千秋。

太子町自治基本条例の制定について(諮問)。

太子町まちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、太子町自治基本条例の制定について、貴会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

森田課長 ありがとうございます。
それでは、審議に入りますので、町長はここで退席します。

7. 審議 (諮問第1号)

井口会長 ただ今、諮問第1号、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」及び諮問第2号「太子町自治基本条例案について」の諮問がありました。まず、諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者5名について審議を行います。
事務局の詳細説明をお願いします。

太田主事 詳細説明の前に、配布資料の確認をさせていただきます。
「資料①」と「参考資料」の2つを使用いたします。ご確認をお願いいたします。
それでは、諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」説明させていただきます。
本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者につきましては、5名の方々がいらっしゃいます。
まず、一人目、蓮常寺在住の 丸尾 悦子様です。
資料①の1Pをご確認お願いいたします。
功績内容につきましては、民生・児童委員として平成7年12月から平成25年11月の間、18年間の永きにわたり、地域福祉の増進に貢献されました。
常に住民に寄り添い、住民の立場に立ち活動され、災害時要援護者支援等や高齢者福祉の推進に尽力されました。
また、平成22年からは、民生委員児童委員協議会副会長として、会長を補佐し、その活動は他の民生・児童委員の模範とするところであります。
この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。
参考資料8Pのご確認をお願いいたします。
太子町表彰条例施行規則第2条第2号のイ「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあつて、12年以上在職した者」の適用要件を十分に満

たされています。

では、お二人目、鷗在住の村田 光男様です。

資料①1Pをご確認お願いいたします。

功績内容は、防犯活動の実践団体である太子町防犯推進委員会に昭和57年4月から平成30年3月までの36年間の永きにわたり、地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と太子町の安全・安心なまちづくりに尽力されました。

また、昭和57年4月から平成16年3月まで青少年部会、平成16年から平成30年までは監査委員として、犯罪のない明るい町づくりの推進活動に取り組んでいただきました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料の8Pをご確認をお願いいたします。

太子町表彰条例施行規則第2条第2号エ「その他 地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を十分に満たされています。

ここで、太子町防犯推進委員会の活動について、簡単にご説明させていただきます。

昭和53年より、太子町から犯罪をなくすとともに青少年をとりまく環境の浄化と青少年の健全な育成を図り、もって明るく住みよい地域社会をつくることを目的として活動しています。

たつの警察署と連携しながら、盗犯や凶悪犯罪の予防、痴漢防止、暴力の追放等に取り組んでいます。

平成30年4月1日現在で21名の方が委員として活動しておられます。

また、たつの警察署長や生活安全課長を顧問とし、各種事業に取り組んでいます。

会議の種類としましては、総会と防犯部会、青少年部会、広報部会に分かれて行う専門部会の2種類があります。

また、活動実績としまして、総会・専門部会の開催や防犯キャンペーン、毎月行っておられる町内補導パトロール、太子会式でのパトロールなど様々な活動を行っておられます。

続いて、三人目、太田在住の、桑原 秀行様です。

資料①の1Pをご確認をお願いいたします。

功績内容は、太子町農業委員会委員として平成15年1月から平成30年1月までの15年間の永きにわたり、農業委員会の活動の振興及び充実に尽力されました。

また、平成18年1月より会長に就任され、その豊富な経験と卓越した指導力を以って、農業委員活動のみならず、地域農政全般における発展に大きく貢献されました。

この度の表彰は、「産業功労賞」に該当いたします。

参考資料8Pをご確認をお願いいたします。

太子町表彰条例施行規則第2条第3号ア「農業委員会委員の職にあつて、12年以上在職した者」の適用要件を十分に満たされています。

ここで、農業委員会の活動について、簡単にご説明させていただきます。

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や賃借、転用などについて公正

な審査を行い、また、農業経営基盤強化法などの法律により、農業の担い手の育成、農地の有効利用などの地域農業振興を推進する業務を執り行っております。

続いて、四人目は、たつの市在住の柳生 重美様です。

資料①の 2P をご確認くださいいたします。

功績内容は、昭和 41 年 4 月に太子町商工会活動に賛同され、当商工会に加入されてからは、太子町商工業の振興発展に努められました。

平成 7 年 5 月から平成 28 年 4 月までの 21 年間商工会理事を務められ、小規模事業者のリーダーとして統率力を発揮され、商工会の運営に尽力されました。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 3 号イ「農業・工業・商業の分野において地域経済の活性化に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされています。

続いて、五人目、立岡在住の 二ノ丸 眞也様です。

資料①の 2P をご確認くださいいたします。

功績内容は、学校医として平成 6 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 24 年間の永きにわたり、春の定期健康診断、感染症に関する園への指導等園児の健康維持管理に尽力いただきました。

また、町医として平成 20 年 4 月から平成 30 年 3 月の 10 年間にわたり、乳幼児検診や予防接種などに従事していただき、広く町民の健康維持増進に貢献していただきました。

さらに、平成 20 年から平成 28 年までは、たつの市・揖保郡医師会の監事及び理事を歴任されており、その活動は他の模範とするところであります。この度の表彰は、「教育功労賞」に該当いたします。

参考資料の 8P をご確認くださいいたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 4 号ウ「その他 学校教育並びに社会教育の発展に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされています。

ここで、町医及び学校医の活動について、簡単にご説明させていただきます。

町医及び学校医につきましては、「太子町医及び太子町公立小学校医設置条例」に基づきまして、町民の保健衛生を指導並びに管理する為に各校区及び各校に設置することになっています。

町医などの委嘱につきましては、町長が議会の同意を得て委嘱することになっており、条例上の従事事項としましては、定期及び臨時予防接種、感染症予防接種などとされています。

学校医としての具体的な仕事としましては、春の定期健康診断や新年度入園児の入園準備会での健康診断、町医としては各種がん検診、乳児健診、1 歳半健診、3 歳児健診等の健診業務を務めていただいております。

特に、乳幼児健診については、子供が身体面と精神面で健全な発育を確認して、病気や発達の遅れなどを早期に発見する大きな役割がございます。予防接種では、BCG(結核)や麻しん・風しんなどを実施し、町民の健康維持のため、それぞれ町医の先生で協力して実施されています。

また、重大な感染症や病気の流行など、町の有事の際には、相談役を担い、町民の健康を守るなど、保健医療を牽引してこられました。
参考ですが、過去の太子町表彰で町医及び学校医が表彰されているケースとして、8人の方が表彰されております。
以上、5名の功績等概要説明をさせていただきました。
参考ですが、平成2年度から太子町表彰を制定してから、平成29年度末までで139名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳といたしまして、自治功労賞が22名、社会功労賞が42名、産業功労賞が17名、教育功労賞が9名、文化功労賞が12名、スポーツ功労賞が35名、たちばな賞として1団体、ひまわり賞として1名の方々が受章されております。
説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

井口会長 　ただ今の事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

熊谷委員 　この5名の方、永きにわたって太子町の発展のためにご尽力されて、表彰の対象となることにまったく異議はございません。賛成でございます。
ただ1点確認したいのは、社会功労賞の丸尾様、産業功労賞の柳生様、この2名について、表彰のタイミングについてお聞きしたいと思います。
他の方は、平成30年3月や1月まで任期を務められ、今年度表彰ということで、タイミング的に問題はないと思いますが、この2名については、もっと早くに任期を終えられているのに、表彰が今年度となった理由をご説明いただければと思います。

井口会長 　丸尾さんと柳生さんについて、役職を終えられてからかなりの年月が経っている関係で、その理由がございましたら、お願いします。

池田副課長 　表彰対象者については、当課の方で取りまとめさせていただきまして、諮問をさせていただきます。
町政は多岐にわたりますので、それぞれの事務を所管する部署からの推薦によって、表彰対象者として扱われます。
柳生 重美様については、毎年1度照会をさせていただくのですが、今般、表彰に相応しいということで、商工会よりご推薦を受けて諮問させていただきました。
丸尾 悦子様についても、社会福祉課より今年の4月に推薦が挙がってきております。
ただ、役職を終えられてから、4年以上経ってからの推薦ということで、役場全体として妥当であったかと申しますと、必ずしも妥当ではなかったと考えます。
今後、然るべきときに速やかに推薦を挙げるよう徹底させていただきたいと思っております。

熊谷委員 　企画政策課の立場としては、推薦された方を承認する形と思いますが、推

薦する側については、タイミングよく推薦ができるように、徹底すべきであると考えます。

それともう一点、今回、時間が経ってから2名に方が推薦されましたが、もし他にこういった方がいらっしゃるようであれば、今年は無理としても、できる限り早いうちに表彰すべきと考えます。

森田課長 先程、熊谷委員からご指摘いただいたとおり、担当課からの表彰者対象者の推薦につきまして、徹底させていただきたいと考えております。他にこういった方が、存在するのか調査をさせていただきたいと思っております。

井口会長 他に何かご質問や意見はございますか。

溝端委員 1人目の方は18年在職されておられるが、規定では12年となっているといった、在職年数が基準年数を上回っているケースがあるが、その理由と辞められた方の推薦が挙がってこなかったことなど少しお聞きしたいのですが。

井口会長 確認をしますけども、役職に在任中は表彰の対象とはならず、退任されてから対象となるという解釈ですね。そのことを前提として、退職されてから推薦まで時間が数年経過している理由についてお願いします。

森田課長 その明確な理由につきましては、それぞれの担当課に確認する必要がありますが、おっしゃっていただいたとおり、退任されてからすぐに推薦するといった体制については整えていく必要があると思っております。反省させていただきます。

井口会長 今後の推薦体制について、その辺りについてよろしくお願ひしたいと思ひます。
お2人の委員から意見が出ましたが、他にご意見など何かございますか。各委員から特に意見などが無いようです。
それでは、お諮りいたします。
諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

井口会長 ご異議がないようですので、諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。
ここで、事務局から諮問第1号関係で今後の日程の説明があります。

森田課長 ただ今、諮問第1号の「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を上程させて

いただきます。そこで議会の承認を得て表彰を行います。
また、表彰式につきましては、平成 31 年の新年交礼会の場で表彰させていただきます。
以上でございます。

井口会長　　ここで、諮問第 1 号の答申案作成の間、暫時休憩します。

8. 答申（諮問第 2 号）

井口会長　　会議を再開します。
「諮問第 1 号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、先程の審議結果に基づき作成した答申案をお配りしました。
事務局で答申案を朗読してください。

太田主事　　読み上げさせていただきます。
平成 30 年 7 月 30 日太子町長服部 千秋様、太子町まちづくり審議会会長 井口 宏幸。
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（答申）案
平成 30 年 7 月 30 日付太企画第 382-1 号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。
記 次の 5 名について適当と認めます。
被表彰者名 社会功労賞 丸尾 悦子様、社会功労賞 村田 光男様、産業功労賞 桑原 秀行様、産業功労賞 柳生 重美様、教育功労賞 二ノ丸 眞也様。
以上でございます。

井口会長　　この答申案について、ご意見等がありますか。

各委員　　異議なし

井口会長　　ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。事務局は準備をお願いします。

井口会長　　平成 30 年 7 月 30 日太子町長服部 千秋様、太子町まちづくり審議会会長 井口 宏幸。
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（答申）
平成 30 年 7 月 30 日付太企画第 382-1 号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。
記 次の 5 名について適当と認めます。
被表彰者名 社会功労賞 丸尾 悦子、社会功労賞 村田 光男、産業功労賞 桑原 秀行、産業功労賞 柳生 重美、教育功労賞 二ノ丸 眞也。
以上、よろしくをお願いします。

服部町長 委員の皆様、ありがとうございました。
これに沿って進めさせていただきます。

9. 審議（諮問第2号）

井口会長 続きまして、諮問第2号「太子町自治基本条例の制定について」事務局より詳細説明を求めます。

池田副課長 失礼いたします。私から自治基本条例案について説明させていただきます。まず、使用する資料は、事前にお配りさせていただきました「太子町自治基本条例（案）」と、「自治基本条例案検討シート」と、追加資料として、「太子町自治基本条例に基づき取り組む 参画と協働の推進事業」と「自治基本条例の制定について 参考資料」となります。

自治基本条例の概要につきましては、先月開催された、第1回審議会でもお話しさせていただいたとおり、住民、議会、行政がともに手を取り合い、「参画と協働のまちづくり」を推進していく、その理念を条例という形で明文化したものでございます。

参画と協働によるまちづくりにつきましては、今までもその必要性が唱えられてきましたし、本町においても、後ほどご説明します各種施策によりまして、その実現に取り組んできたところでございますが、その重要性をあらためて条例にうたうことにより、太子町における参画と協働の推進姿勢を打ち出すとともに、後世においてもこの理念を継承しようというものであります。

条例素案の作成経緯についてですが、お手元の資料の「自治基本条例の制定について 参考資料」の1ページをご覧ください。この資料1番の項目に作成の経緯についてまとめさせていただきました。

昨年の7月に町議会の全員協議会、また、まちづくり審議会の場におきまして、自治基本条例制定の内容、必要性等についてご報告させていただきました。また、8月には広く住民の皆様の参加を募り、「まちづくりの集い」を開催しました。5日間の日程で開催し、131名の方が参加されたこの場において、自治基本条例制定の内容、必要性等についてご説明し、様々なご意見を賜りました。

そこでいただいた主なご意見としましては、住民の皆様のご意見や思いをくみとる仕組み・方法の充実や広報の充実を図ってほしいというもの、具体的な参画の方法や仕組みを整備してほしいというもの、多様な主体の中で地域課題を解決する方策を示して欲しい、というものであります。

こういったご意見を受けまして、平成29年12月のまちづくり審議会の場で再度ご説明をさせていただきました。

その際には審議会委員の皆様からは、住民が参画や協働をしないことによって、罰則など住民に不利益になるようなことは考えているのか、また、条例をつくっても実際に参画や協働のまちづくりができるような体制が必要であるとのご意見をいただいたところであります。

これらのご意見をふまえ、本年5月より、庁内各部局から1名ずつ、5名の職員で「自治基本条例検討ワーキングチーム」を組織し、条例素案の作成、検討を行ってまいりました。その結果が、事前にお送りさせていただいた「太子町自治基本条例（案）」であります。

ワーキングチームでは色々な案を持ち寄りまして検討してきたのですが、「自治基本条例案検討シート」は、その結果をまとめたものとなります。この資料の項目としましては、左から、条例案、A案、B案、C案、D案となっております。このA案、B案、C案、D案というのが、各委員が持ち寄った案になります。それを基に議論を深めていく中で、一番左側の条例案として整理をしてきたという議論の経過を示す資料となります。

では、条例素案について、条文ごとにご説明いたします。

前文は、この条例を制定する目的、目指すまちの姿をうたったものであります。本町では太古の昔より連綿と人々の生活が営まれてきました。

このまちを未来に引き継ぐため、このまちに関係する一人一人が手を取り合ってまちづくりを進めること、住民、議会、行政が協働することによって、賑わいと安らぎあふれる住みやすいまちとすることをこの条例を制定する理念として掲げています。

この前文を受けまして、以下第1条から第10条までが本文で構成されます。

本文の第1条では、本条例の制定目的を掲げています。本町の自治の基本理念を掲げること、住民、議会、行政がそれぞれの役割を果たすことを各条文において明記し、人口減少などで今後大幅な成長が見込めない社会情勢の中、活力あるまちを未来に継承することを目指しています。

第2条は、この条例の中に出てくる用語の定義です。

この条文では、まちづくりの主体となる者と、「参画」と「協働」という用語について定義しています。

まちづくりの主体につきましては、前文や第1条でも「住民、議会、行政」とうたっていますが、住民についてはこの第2条で「町民」と「町民等」という2つの概念で規定をしております。

当町に住民票を有する方がこの条例でいうところの「町民」となります。しかしながら、まちづくりという観点から考えたときに住民票を有する方だけが果たして住民と言えるのか。そうではなく、まちづくりの主体となる方は太子町に住んでいる人だけではなく、太子町で働かれている人、通学して学ばれている人、あるいは町内で事業活動や非営利的な活動をされている人又は団体、そういった方々や団体も広い意味では、「町民等」と、つまり住民としてこの条例では考えています。

これらの方々も太子町で営まれる暮らしの一員であり、本町のまちの姿が、こういった就労者、就学者、事業活動されている方等の生活に大きく関係してきます。

そこで、まちづくりの主体を住所を有する人ではなく、「町民等」という幅広い範囲で捉え、住所を有する方以外にもまちづくりに参加していただきたいという形で、「町民等」とい概念をここで規定しております。

次に第3号で「町長等」という用語の意味を規定しています。

これは、「住民、議会、行政」で言うところの「行政」という意味で、本条例では用いています。

本町でいう行政とは、まず町長、これはその補助機関である町長部局の職員を含みます。

しかし、町行政の仕事は町長のみが担っているのではなく、一部の業務は、「行政委員会」という組織が担っています。

本町では具体的には、条例案に挙げている教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

これらの委員会は、政治的中立性を保つために町長部局からは独立していますが、町行政の執行機関の一部でありますのでこの条文にこれらの委員会を町長と並列して、「町長等」という形で捉え、町長部局以外の行政委員会も「住民、議会、行政」でいうところの「行政」の一部であると定義しております。

次に第4号と第5号では、「参画」と「協働」という言葉について定義しています。

参画というのは、まちづくりの現場で実際に活動するだけでなく、まちづくりの計画や政策の立案段階から、主体的に参加していただくことです。また、協働とは、ご自身の役割を自覚し、まちづくり活動を行うこと、と定めています。

「住民、議会、行政」それぞれの役割については、後ほどご説明いたしますが、この役割のもと、主体的にまちづくりに参加いただくことを、「参画、協働」と規定しています。

第3条では、本条例の位置づけを規定しています。町の行政を運営していく中で、あるいはまちづくりを進めていく中で、自治基本条例が掲げる理念を「住民、議会、行政」それぞれが尊重し、特に行政は、自治基本条例の理念に沿った行政執行、まちづくりを行う旨を定めています。

第4条は、自治基本条例が掲げるまちづくりの基本理念を掲げています。第1号で「町民等の参画による自立したまちづくり」、第2号で「人と人が支え合う「和の精神」をもって協働するまちづくり」と規定しております。つまり、「参画」と「協働」によって、まちづくりを進めていくこと。これが太子町のまちづくりの基本理念となります。

さらに目指す町の姿として、第3号「賑わいと安らぎが感じられる豊かなまちづくり」を規定しています。

これからの時代は、人口減少社会に入り、大幅な成長が見込めないと思われませんが、そのような中であっても、賑わいの創出により多くの人々が交流しつながり、生き生きと暮らせるまち、日々の不安が取り除かれ安らかに暮らせるまち、物質的な豊かさだけでなく、心豊かに暮らせるまちづくりをめざすことを、基本理念としてうたっています。

第5条は、「町民等」、つまり住民の皆様に、まちづくりにおいて果たしていただく役割をうたったものです。

人口が減少し、今後大幅な成長が望めない中、先程ご説明しためざすまちの姿、「賑わいと安らぎが感じられる豊かなまち」を実現するためには、議会や行政だけではなく、住民の皆さんと協働し、ともに力を合わせて取

り組むことが実現の近道と考えます。

また、地域の実情をご存知の住民が参加することが、より効果的な地域課題の解決、まちづくりの推進につながると考えます。

そこで、住民の皆さんもまちづくりの主体であることを認識していただき、積極的に参画、協働していただくことが、役割であると規定させていただきました。

次に第2項に関係するところがございますが、まちづくり活動を行うにあたって、ご自身のことだけを重視するのではなく、他の人を尊重するとともに、公共の福祉という言葉を使用しておりますが、町や地域全体のことにも配慮いただく旨定めています。

第3項では、まちづくり活動において、自治会や子ども会、老人会などの地域コミュニティは大変大きな役割を果たしています。

これらの地域コミュニティに積極的に参加するよう努めることも規定しています。

第6条は議会、つまり太子町議会の役割です。

議会は、町長とともに町民から選挙で選ばれ信託を受けた存在であります。町の意味決定機能と行政の監視機能という重要な役割を担っています。

民意をふまえてその役割を果たすことを第1項で規定をさせていただいております。

第2項では、議会自らがまちづくりの課題を把握して町政に反映させ、また、意思決定、監視という機能を適切に果たすことができるような調査、研究活動に取り組むことを規定しております。

第3項では、議員同士での自由闊達な討論により合意形成を図ることが、町政に民意を反映させるために必要であると考え、合議制の機関として積極的な議論を重んじる旨を明文化しています。

第7条は、個人としての町長、また、行政組織としての町長等の役割を規定しています。主語が「町長は」となっている第1号が、町長個人に関する規定で、特定の者ではなく町民全体の幸福のために、民意を反映した町政運営を行うことを明文化します。

第2項以下は、本町の行政執行機関である町長部局及び行政委員会に関する規定です。

町長等は、住民の意見をしっかり聴いて説明責任を果たすこと、公正かつ誠実に行政を執行することを定めています。

また、まちづくりの集いでもご意見をいただきましたが、参画と協働の理念を実現するためには、具体的な施策を講じなければいけません。必要な施策を講じて参画と協働のまちづくりを推進するとともに、行政内部においては相互の連携を図り、効果的に町政を執行する旨を定めます。

第8条は、町職員の役割について規定しています。

自治基本条例が掲げる理念を実現するためには、町政運営の現場で実際に仕事を行う職員の果たす役割が大きいと言えます。全体の奉仕者としての姿勢、職務の専念など職員として果たすべき役割を規定しています。

第2項では、住民の皆様のニーズが多様化している中で、職員は現状に甘んじることなく必要な行政課題に対応するため、常に創意工夫すること、

研究心を持つこと、知識の習得、技能の向上を図ることを規定しております。

第3項につきましては、町職員も地域社会の一員であり、地域の中でも住民と協働してまちづくりに取り組むことをうたっています。

第9条は、情報の共有についてです。

参画と協働を進めるにあたっては、住民、議会、行政それぞれが保有する情報を相互に共有することが不可欠です。

議会や行政は自らが持っている情報を積極的に公開し、住民は地域の実情や地域課題などを積極的に発信するなど、情報の共有、相互連携について定めています。

また、個人情報保護の観点から、利用範囲をまちづくり活動に限定し、個人の権利と利益は保護する旨を規定しています。

第10条は、計画的な町政運営について定めています。かつては地方自治法において、「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」というまちづくりの羅針盤のような計画を定める旨、規定していましたが、平成23年にこの規定は削除されました。

しかしながら、町政を進めていくにあたり、長期的な視野で計画的に執行することの重要性は今も変わらないと考えることから、本条例において、長期的な視野に立ったまちづくりの基本構想を規定しています。

以上、全10条で本条例は構成しています。

なお、この条例は参画と協働の推進という理念を掲げた条例であり、実際にどのように取り組んでいくのか、それは、この条例に基づき実施される施策において実現されると考えます。

その施策について、具体的なイメージをまとめたものが、追加資料でございます。

この資料には、「太子町自治基本条例に取り組む 参画と協働の推進事業」で整理させていただきました。自治基本条例で規定している内容のうち、「情報の共有」「参画の取り組み」「協働の取り組み」のそれぞれについて、今まで取り組んできた事業、これからの取り組みを検討する事業を掲げております。

ただ、「これからの取り組みを検討する事業」につきましては、ここに掲げたもののみを検討するのではなく、他のものについても研究を行い、検討を続けていきたいと考えます。

以上で、私の説明を終わります。

井口会長 ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

井口会長 本日、太子町自治基本条例案の提示がありましたが、次回の第3回まちづくり審議会においては、どういった説明をされるのか。

池田副課長 会長がおっしゃられたとおり、本日は諮問として説明を行い、委員の皆様より意見を賜りたいと考えます。

次回の本審議会では答申を予定しておりますが、その場で再度ご意見を賜り、本案のままとするのか、何らかの修正が必要なのか議論いただきたいと思います。

もし、この段階で皆様方のご意見がまとまるようであれば、調整させていただきます。

井口会長 条例案という形では、初めて提示されたと思いますが、今日の説明に対してご意見・質問がありましたら、お願いいたします。

溝端委員 庁内のワーキングチームで各案を持ち寄り、条例案を作成されたとのことですが、例えば目的の欄を見ますと、「地域課題の解決と住民福祉の向上」と各案では記載されていますが、議論の末、「持続的で活力あるまちを未来に継承する」となっています。従来はまちづくりは、箱物を建設するとよく言われると思いますが、これからはソフト面を充実することが重要であろうと。そうすると「地域課題の解決と住民福祉の向上」といった文言があってもいいと思うが、この形となった経緯についてお聞きしたい。

井口会長 この意見について何か事務局より説明はありますか。

池田副課長 まちづくりを考えたときに、地域課題の解決や住民福祉の他に、都市計画、防災といった幅広く考える必要があるのではないかと考えました。市町村が行う事業を「地域課題の解決と住民福祉の向上」という言葉で挙げられるのかといった不安がございました。一方、平成30年に自治基本条例を制定する目的を考えたとき、限られた資源の中で持続させていくことに重きを置き、成長ではなく成熟的な理念で町を目指していく、それを未来に継承していくといった観点から、まちづくりというものを広く捉えたいとの考えでこのような条文とさせていただきました。

井口会長 事務局より説明がありましたが、溝端委員いかがですか。

溝端委員 定義のところで「町民」と「町民等」と分けていますが、住民票の有無によって言葉を分けるという意図は理解できますが、「町民等」で統一し、太子町内に住所を有する者並びに就労者とすればいいのではないかと思います。あと、「まちづくり活動」について、定義から外れていると思いますが、なぜ外れていったのかお聞きしたいと思います。

井口会長 ただいまの溝端委員からの意見につきまして、事務局からの説明をお願いします。

池田副課長 「町民」と「町民等」についてですが、ワーキングチームの会議内でも話しになりました。

「町民」という言葉が、第6条第1項のところで「町民の信託を受けた議員で構成する」という文章がでてきます。ここで「町民」という言葉を「住民」としてしまうと、この第6条上の「町民」は選挙をした主体という意味で「町民」言葉を使いたかったということで、選挙を行う「町民」は、就労者や就学者は含まれないので、「町民」と「町民等」という2つに分けさせていただきました。

「まちづくり活動」につきましては、2つの考え方がございました。

1つはA案、B案のように「まちづくり活動」の定義をはっきりしておくというものと、条例全体で「まちづくり活動」はこういったものであると伝えられないかといったものです。

例えば、第1条の「目的」のところですか、第4条「基本理念」のところで、「賑わいと安らぎの感じられるまちづくり」という文章を出しております。「まちづくり活動」を定義付けすることで、活動の範囲が限定されてしまうのではないかという議論をさせていただき、定義からは「まちづくり活動」が外れていったという経緯です。

溝端委員 第6条の「議会」のところですが、この部分は、あえて自治基本条例に明記すべきなのか疑問に思いました。

町民には、まちづくりを担う役割があり、町長等に関しても、第7条以下でまちづくりに関わる活動を支援するとあります。

対して、ここで謳われている「議会」の役割は、「議会」として当然の役割であり、このまちづくりと関連のないように思いますが、条文上、「議会」に対して、まちづくりに関する役割を明文化することは難しいのでしょうか。

池田副課長 他団体の例を申し上げますと、自治基本条例と並んで、議会基本条例というものが存在している場合が多く見受けられます。

当町の場合は、現在、議会基本条例はありません。

「議会」の具体的な役割については、議会基本条例で定める場合に議会の判断を仰ぐべきであるとの考えにより、自治基本条例では、住民や行政の役割と比較し、表現を最小限に抑えたという形です。

井口会長 「議会」の部分については、議会基本条例に定めるべきとの見解ですが、審議会全体ではいかがでしょうか。

溝端委員 一町民としては、議会の役割をこのようにしか記載できないことは、うまく機能していないのではないかという気がしまして。

井口会長 事務局としても、町民の信託を受けた議員さんですので、行政の方から立ち入って役割を規定するということが難しい面もあろうかと思いますがそのあたり、事務局はいかがですか。

森田課長 「議会」の役割につきましては、町としてはこのような書き方をさせてい

ただいておりますが、今後の活動の中では、議会内部の方で検討されるものと考えております。

この条例で制約をしてしまうという形ではなく、幅広く活動していただく中で今後考えていただくということも必要かと考えております。

井口会長 自治基本条例では、「議会」の役割を幅広く規定したいという考え方と、「議会」本来の役割であり、自治基本条例で規定する必要があるのかという意見が分かれるところでございますが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

溝端委員 私も反対しているわけではなくて、現状としてはそういう形であるという確認だけです。

井口会長 審議会としてそういった意見もあったということで、お願いします。北川委員さんは、自治会の説明会に出席されたかと思いますが、その場でこの案について意見などはありましたでしょうか。

栄藤部長 会長、よろしいでしょうか。
昨年のもちづくりの集いでは、この案のお示しはしておりません。条例案としてお示しさせていただくのは、今回の審議会が初めてであります。
先日のもちづくり審議会でも、自治基本条例の概念等についてご説明させていただいたと思いますが、昨年のもちづくりの集いでも同じような内容でお話させていただいております。

北川委員 「住民、議会、行政」とありますので、「議会」の役割についても条例上に入れるということではないかと思えます。

井口会長 「町民等」の役割、「町長等」の役割、「職員」の役割とこのような流れの中で、当然「議会」の役割も条例に入れるべきであるという見解ですね。

熊谷委員 自治基本条例の資料としては、何もなければ今回出された資料の中身は同じですね。
あくまで、基本条例であるから細かくではなくて、この案のように大きな流れの話でいいのではないかと思います。

井口会長 事務局より説明があったとおり、この自治基本条例に基づいて、今後取り組む事業などを決めていくこととなるため、あくまでも自治基本条例自体は大きな範囲で規定するほうがいいのではないかと思います。
他の委員はこの案について、何か意見はございませんか。
各委員については、この提示された条例案を持ち帰りいただき、次回の審議会において意見を賜れたらと思います。

10. 閉 会

- 井口会長 他に意見がないようであれば、議事を終了し、本日の会議を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。
この自治基本条例につきましても、来月開催予定の第3回まちづくり審議会において再度ご容認いただき、当会としての結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局から連絡事項はありますか。
- 太田主事 本日はありがとうございました。
本日の会議に出席していただきました報酬につきましては、ご報告をいただいております口座へ入金させていただきます。
報酬額や振込日については、また、後日通知させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。
以上でございます。
- 井口会長 本日は慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
会議では、太子町表彰の被表彰者5名を原案どおり承認しました。
事務局におかれましては、本日の会議結果に基づいて、今後の事務の執行をお願いしたいと思います。
また、委員の皆様におかれましては、今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。
それでは、これもちまして、平成30年度第2回まちづくり審議会を閉会いたします。
ありがとうございました。
- 森田課長 井口会長、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。
なお、自治基本条例案については、本日審議いただいた内容も踏まえて、引き続き、次回のまちづくり審議会において審議を行い、答申をいただきたいと考えております。
それぞれお考えいただき、もしご意見がございましたら、お電話でも結構ですので、事前にお知らせいただけたらと思います。
よろしくお願いいたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成30年8月8日

署名委員

岡 英子 

三浦 淳子 